

令和8年3月25日

各介護サービス事業者 代表者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
事業者指導・指定担当課長

令和8年度介護職員等処遇改善加算・処遇改善計画書の提出等について（通知）

日頃から本市の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、貴法人の運営する事業所において、令和8年度介護職員等処遇改善加算を算定する場合は、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

1 加算の算定、計画書の作成等について

厚生労働省が相談窓口を設けていますので、加算の算定や計画書の作成などに当たり不明な点等がある場合は、次の相談窓口へお問い合わせください。

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

TEL：050-3733-0222（受付時間9時00分～18時00分（土日含む。））

2 計画書の提出について

次のとおり提出してください。

提出期限	令和8年4月15日（水）【厳守】	令和8年6月15日（月）【厳守】
対 象	令和7年度介護職員等処遇改善加算算定の対象法人のうち、 <u>令和8年5月までに新たに、又は令和7年度に引続いて介護職員等処遇改善加算を算定する法人</u>	(1)（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援のみを運営する法人のうち、令和8年6月又は7月から新たに介護職員等処遇改善加算を算定する法人 (2) 令和7年度介護職員等処遇改善加算算定の対象法人のうち、 <u>令和8年6月又は7月から新たに介護職員等処遇改善加算を算定する法人</u>
提出物	①令和8年度処遇改善計画書【別紙様式2-1、2-2、2-3】 ②*介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届） ③*介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 令和8年6月から新たに対象となる（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援についても算定する場合は、合わせて提出してください。 ※提出書類②、③は、次の事業所が提出する必要があります。 ・令和7年度に取得していた加算区分から変更がある事業所 ・令和8年度より処遇改善加算の算定を新たに取得する事業所	※提出書類②、③は、次の事業所が提出する必要があります。 ・令和8年4月1日又は5月1日に取得していた加算区分から変更がある事業所 ・令和8年度より処遇改善加算の算定を新たに取得する事業所

様 式	<p>本市ホームページから令和8年度様式をダウンロードして使用してください。</p> <p>【掲載場所】： 広島市ホーム > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者福祉 > 介護保険 > 事業者（介護保険） > 加算の確認・届出 > <u>介護職員等処遇改善加算等の届出等</u> << ページ番号：1011460 >></p> <p>介護職員等処遇改善加算等の届出等 広島市公式ウェブサイト (hiroshima.lg.jp)</p>
提出先	<p>広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指定係 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2721 Mail: kaigo@city.hiroshima.lg.jp</p>
提出方法	電子メール
注意事項	<p>(1) 件名を「広島市処遇改善計画書」を含めたものとしてください。</p> <p>(2) 複数事業所をもつ法人が計画書を法人一括で作成し、本市以外の複数の指定権者にも提出する場合には、添付別紙「複数の指定権者に提出する場合の手順」を参照ください。</p> <p>(3) <u>適正様式であることを担保するため、必ず電子メールにより提出してください。また、今後、計画書の訂正依頼やお知らせ等については、今回の送信元メールアドレスへ送信しますのでご了承ください。</u></p>